

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主蒸気安全弁（B）及び逃し安全弁（D）の点検において、原子炉格納容器内給水系配管の配管表面（塗膜）に傷がついたため、当該配管を補修塗装	D	
2	1号機	原子炉圧力容器の配管ノズル部ジェット洗浄作業において、ジェット洗浄装置に水張りした際、仮設三方弁より純水のリーク（約20リットル、汚染なし）が認められたため、当該弁を修理	D	
3	1号機	原子炉格納容器換気空調系局所空調機（C）電動機の点検において、フレキシブル電線管（電源及び保温ヒーター用）の外れが認められたため、当該電線管を交換	D	
4	1号機	制御棒駆動機構（22-19）の点検において、内部部品取付けボルトに固着（3本中、1本）が認められたため、当該部品及びボルトを交換	D	
5	1号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置用膨張水槽入口側の弁（2台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	2号機	主タービンギランド排風機（B）出口電動弁の開閉表示用トルクスイッチに動作不良（全閉表示不良）が認められたため、当該トルクスイッチを点検・修理	D	
7	2号機	タービン潤滑油系ドレンタンクのレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
8	3号機	残留熱除去系配管の工事計画変更認可申請手続きの準備において、建設当時の工事計画軽微変更届出書に誤記が認められたため、対応検討	B	
9	4号機	サービス建屋3階計算機室の空調機用室外機外箱に腐食が認められたため、当該室外機を点検・修理	D	
10	6号機	循環水系主復水器逆洗弁ピット内排水サンプ（A）のレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
11	6号機	循環水ポンプ室北側排水サンプのレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
12	集中環境施設	共用サブプレッションプール水サージタンク設備換気空調系外気処理装置の出口温度低を示す警報が発生したにも係らず、暖房用電気ヒーターが起動しないため、当該装置の温度制御回路及び温度指示計を点検・修理	D	
13	その他	電離箱サーベイメータの点検において、指示値に精度外れが認められたため、当該計器を校正	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで